

岩手県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成21年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林予定森林の所在場所 八幡平市小屋畑137の15、137の85

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小屋畑137の15・137の85（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）所在の森林

イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び八幡平市役所に備えておいて縦覧に供する。